

令和5年度富山県ふぐ処理師試験受験案内

1 試験日時

令和5年11月11日（土）、11月12日（日）

（学科試験、ふぐの種類鑑別）

令和5年11月11日（土）午前9時30分から午後1時まで

（ふぐの処理、ふぐの内臓識別）

令和5年11月12日（日）午前10時から午後4時まで（※）

※受験番号によって、試験開始時刻及び終了時刻は異なります。

受験番号ごとに処理試験の時間帯を別途案内する予定としております。

2 試験会場

富山県立雄峰高等学校 教室、調理室

（富山市神通町二丁目12番20号）

※会場の駐車場に入る道路が午前7時から午前9時まで交通規制されており、駐車場の駐車台数にも限りがあることから可能な限り公共交通機関を利用してください。

3 試験科目及び時間

1日目（令和5年11月11日（土））

区分	試験科目	試験時間
学科試験	水産食品の衛生に関する知識 （食品衛生学、衛生法規）	午前9時30分 から午前11時
	ふぐに関する一般知識	
実技試験	ふぐの種類鑑別	午前11時20分 から午後1時

*受付時間：8時45分から9時15分まで

2日目（令和5年11月12日（日））

区分	試験科目	試験時間
実技試験	ふぐの処理、ふぐの内臓識別	午前10時 から午後4時

*受付時間：受験番号ごとに案内する処理試験開始の15分前まで

【学科試験】

(1) 出題方式

ア 出題形式は、多肢択一式等の客観式問題とする。

イ 条例で定める用語はその定義で用い、また、ふぐの名称は標準和名を用いる。

(2) 参考教材

受験案内配布時に併せて配布する「ふぐ処理師必携」及び（公社）日本調理師会発行の「調理師教本」等を参考にすること。

【実技試験】

(1) ふぐの種類鑑別

- ア ふぐ5種類について鑑別を行う。
- イ 試験時間は3分とする。

(2) ふぐの処理（内臓識別を含む）

- ア とらふぐ一匹を処理し、可食部位と不可食部位とに区別する。
- イ 作業時間は25分とする。
- ウ 注意事項
処理とは、可食部位・不可食部位の選別と、有毒不可食部位の除去及び有毒部位の適切な処置、並びに粘膜の除去、可食部位の洗浄、身欠きまでをいう。
なお、実技においては、軍手、指輪、ブレスレット類の着用を禁止する。
(ただし、ゴム手袋やビニール手袋の着用については禁止しない)

エ ふぐの内臓識別

- 解体した臓器を識別する。
内臓等については、「可食用バット」と「不可食用バット」に入れて、臓器の名称（卵巣、精巣、肝臓、腎臓、心臓、脾臓、胆のう、胃腸、粘膜、眼球・脳、えら）が記入されている名札の中からそれぞれ該当するものを選び、各臓器の上に置き、識別する。

4 受験願書受付期間

令和5年9月26日（火）から10月10日（火）までの午前8時30分から午後5時まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

5 受験願書の提出先

- (1) 住所地が県内（富山市を除く。）の受験希望者は、住所地を管轄する各厚生センター又は各厚生センター支所
 - (2) 住所地が富山市又は県外の受験希望者は、富山県厚生部生活衛生課
- ※ 提出方法は、原則として持参によるものとします。

ただし、住所地が県外の受験者は、郵送（簡易書留）によることも可能とします。
なお、郵送の場合は、令和5年10月10日（火）までの消印のあるものまで受け付けます。

6 提出書類

- (1) ふぐ処理師試験受験願書（別添様式1）
- (2) 写真 1枚（出願前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ4.5センチメートル、横の長さ3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）を別添様式2に貼付してください。
- (3) 受験手数料 14,000円（当該手数料相当額の富山県収入証紙を受験願書に貼ること。）
 - ア 富山県収入証紙を取り扱う店舗の所在地及び連絡先は、富山県ホームページで確認することができます。
 - イ 通信販売等により入手する場合は入手に日数を要するため、十分に余裕をもって準備してください。

【通信販売が可能な売りさばき所(例)】 富山県庁内1階売店(電話 076-444-8423)

7 合格者の発表

- (1) 期日：令和5年12月15日（金）午前9時
- (2) 場所：富山県庁正面掲示板、各厚生センター前、各厚生センター支所前及び富山県ホームページにおいて受験番号で発表します。
なお、合格者には、合格証を郵送します。

8 試験結果に係る情報の提供

受験者本人から口頭による請求があった場合、試験結果に係る内容を提供します。

- (1) 提供を行う内容
総合得点及び科目別得点
- (2) 請求をすることができる期間及び時間
令和5年12月15日（金）から令和6年1月15日（月）までの間（日曜日、土曜日、祝日及び令和5年12月29日（金）から令和6年1月3日（水）までの間を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (3) 請求をすることができる場所
富山県厚生部生活衛生課
- (4) 請求に必要な書類
受験票、運転免許証、健康保険証その他受験者本人であることを証明するもの
- (5) その他
請求を行うことができる者は、受験者本人に限ります。また、請求は直接口頭によるものとし、郵送、電話等によることはできません。

9 注意事項

- (1) 試験当日は、受験票を持参してください。また、試験1日目には筆記用具を、試験2日目には白衣（又は、清潔なことが確認できる調理専用の作業着等）、白帽（白三角巾等）、ふぐの処理に必要な包丁、ふきん、内履き（調理室用靴）を持参してください。
- (2) 試験日の1週間前までに受験票を受験者あてに送付します。令和5年11月5日（日）になっても受験票が届かない場合は、提出した厚生センター・支所又は生活衛生課へ連絡してください。（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- (3) 試験時間中（待機時間も含む）は、計算、辞書、検索、通信、撮影のいずれかの機能またはこれに類似する機能を有する電子機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット、スマートウォッチ等）の電源を入れることを禁止します。
また、当該機器を時計として使用することも禁止しますので、時計を必要とする場合は、アラームなど音の出ないものをご持参ください。
- (4) 試験当日、悪天候の為、公共交通機関に乱れが生じることもありますので、余裕をもってお越しください。
- (5) その他
・自然災害や感染症等の流行により、試験の日時、場所等を変更する場合があります。試験日程等を変更する場合等には、事前に富山県ホームページ等でお知らせしますので、随時、ご確認ください。

- ・なお、延期等に伴う受験者の不便、費用、その他の個人的損害については責任を負うことはできませんので、あらかじめご了承ください。
- ・欠席者向けの再試験は実施しません。

10 問い合わせ先

問い合わせ先	電話番号
新川厚生センター	0765-52-1225
新川厚生センター魚津支所	0765-24-0359
中部厚生センター	076-472-1234
高岡厚生センター	0766-26-8417
高岡厚生センター射水支所	0766-56-2666
高岡厚生センター氷見支所	0766-74-1780
砺波厚生センター	0763-22-4507
砺波厚生センター小矢部支所	0766-67-1070
富山県厚生部生活衛生課	076-444-3230